

HCアセットマネジメント株式会社は、2017年3月30日付で「顧客本位の業務運営に関する原則」に掲げる7原則全てを採択いたしました。

顧客本位の業務運営を履行するための規範である「フィデューシャリー宣言」については、同日付で以下のとおり改定しております。

フィデューシャリー宣言

HCアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 森本 紀行

フィデューシャリー・デューティーなきところ、資産運用なしとの信念のもと、「専らに顧客のために」働くものとして、当社及び当社役職員がフィデューシャリー・デューティーを履行するため、以下の規範を遵守することをここに宣言します。

規範の遵守に際しては、形式に随することなく、フィデューシャリー・デューティーの理念に則り、「生ける規範」として実践します。

1 顧客本位の徹底

- 1.1 顧客の利益の視点で、その需要が生まれてきた背景にまで遡って、目的に対する合理性のもと最適なサービスを提供します。
- 1.2 顧客への情報提供において、情報の対称性を生じさせ、もって顧客との共通利益の創造に資する情報を提供します。
- 1.3 顧客の利益の視点が損なわれないよう、当社本位を廃し、顧客を起点とする有機的に結合した業務機能により顧客本位の業務運営を行います。
- 1.4 「専らに顧客のために」働くものとして、厳格な職業倫理を身につけた運用プロフェッショナルを育成します。
- 1.5 役職員の評価において、顧客の利益を意識した主体的なベストプラクティスの取組に重点を置いて適切に評価、登用します。

2 利益相反の禁止

- 2.1 新契約の締結において、当社と利害のある関係者を通じた不当な影響力の行使は行いません。
- 2.2 顧客資産の運用及び管理において、当社と利害関係者との取引を一切行わないことにより、利益相反の恐れのある立場に自らを置きません。
- 2.3 当社は、運用の実行において、各専門分野における外部の運用会社を起用しております。その運用会社の選任並びに解任は、専らに運用能力の評価に基づいて行います。当社は、運用会社との業務提携、及び運用会社への出資、並びに名目の如何を問わず、

運用会社との間で特別な関係を持つことは一切行いません。

3 報酬の合理性

- 3.1 顧客資産の規模や運用内容等の差異に応じた合理的な報酬率を適用し、同一サービスには同一報酬率をとる顧客間公平性を貫徹します。
- 3.2 報酬率は、当社サービスの質を安定的に保ちかつ永続的に提供するために合理的に必要な適正な経営経費に基づき決定します。適正な経営経費は、運用プロフェッショナルとしての適正な処遇、適正な一般経営管理費、及び適正な資本利潤率に基づくものとして厳正に管理します。

4 遵守態勢

- 4.1 フィデューシャリー・デューティーを企業文化として定着ならしめるため、フィデューシャリー連絡会を設置し、業務運営における実践状況の評価を行い、役職員間で共有します。
- 4.2 規範の遵守を確実にならしめるため、規範への抵触の恐れがある行為は、経営会議その他の所定の機関による事前確認を行った上で実施します。
- 4.3 内部監査機能は、規範の遵守状況について事後確認した上で、取締役会に対し定期的に報告を行います。
- 4.4 取締役会は、運用プロフェッショナルで構成された取締役、及び独立した社外取締役とで構成され、規範の遵守状況を監視監督します。

以上

2015年8月21日制定

2017年3月30日改定